

英国における議会改革と日本への示唆

レスリー・コナーズ博士

「議会の母国」

- 1865年以来、英国は「議会の母国」として知られている。
- 13世紀以来、議会は開かれてきた。
- 2009年現在、英国の議会政治は、すべてが良いという状況ではない。

議会に対する評価は、あまり高くない

- わずか19%の人々が、議会は自分たちのために なっていると思っている。
- わずか32%の人々が、議会がどのように機能しているかをよく理解しているという。
- 53%の人々しか、議会に関心をもっていない。
- ・議会に対する評価の低さ:
 - □ 最近のスキャンダルによって悪化している
 - □議会の権限喪失による
 - □ 改革の必要性に対する議論が高まっている

講演の概要

- 用語の説明
- ・現在までの改革
- ・日本への示唆

用語の説明

- 英国の政治システム
- ホワイトホール・モデル
- 憲法上の変化
- 議会改革

英国の政治システム

- 強力な内閣制
- 議会主権
- ・下院における過半数
- ・党議拘束のある政党
- 議会の機能
 - · 責任、監視、議論



ホワイトホール・モデル

- 公務員(官僚)は、終身雇用、政治的に中立、匿名、 能力により任命される
- 公務員(官僚)は、大臣に対して助言を与え、政策を 実施する
- ・ 公務員(官僚)は、行動規範や公務員指導書に従う

憲法上の変化

- 立法権限の委譲
- 規制権限の委譲
- 情報公開法
- 人権法



議会の権限の縮小

議会改革と改革の推進力

- ・改革への努力
- ・改革への主動力
 - □ 下院の近代化のための特別委員会
 - ・効率 対 影響力
 - ・王立委員会、特別委員会、貴族院改革のための両院 合同委員会
 - ·第一段階改革 対 第二段階改革

現在にいたるまでの改革一目標

- 民主的過程における信頼の喪失と戦う
 - □ 時事的問題によりよく対応する
 - 。透明性を増す
- ・議会を近代化する
 - 組織的効率を改善する
 - 。影響力を改善する

現在までの改革一その例

- 立法過程に対する改革
 - □ 原案の公表及び立法前の審査
 - 。一般法律案の繰越
 - 。立法審議日程の設定
- 委員会過程に対する改革
 - 。省別特別委員会
 - · 一般法律案委員会

立法過程の改革 (1)

- 草案の公表及び立法前の審査
 - □ どうするのか?
 - ・法案が正式に提案される前に、委員会において審査がおこなわれる
 - ・言語あるいは文書による証言を集めることができる
 - □ 何が達成されたか?
 - ・参加を広げる一議会のインプットを改善する
 - ・政府立法のより円滑な通過
 - ⇒ 効率と影響力の両方を高める ⇒ より良い法律

立法過程の改革(2)

- 一般法律案の次の会期への繰越
 - 。どのように法案は法律になるのか
 - ・一会期中に、両院を通過したもの
 - 。どのように繰越はおこなわれるのか
 - ・法案は、大臣の要請により繰り越すことができる
 - □ 何を達成するのか
 - ・議会の仕事を引き延ばす
 - ・法案をより包括的に審査することができる
 - ⇒ 効率と影響力の両方を高める ⇒ より良い法律

立法過程の改革(3)

- 立法の審議日程の設定
 - □ 討議打ち切り
 - □対 審議日程の設定
 - 。 対 立法議事委員会

委員会過程に対する改革

• 省別特別委員会

• 一般法律案委員会



省別特別委員会(1)

- 政府の政策及び省の活動に対する国会議員の 監視のための最も発達した機関
- より合意的であまり党派的ではない
- バックベンチャーのための代替的キャリア構造
- 主な仕事:
 - 。政策提案及び法律原案の審査
 - 。省庁の出版物、目標及び費用の監視
 - □立法後の評価
 - ・主要な公的な任命の審査

省別特別委員会(2)

権限

- □ 小委員会
- 共同作業
- 。 自己規制的
- 。 召喚権限

• 問題

- □ 委員の選出-委員会設置
- □ 政府の会計の不完全な監視
- 。召喚権限の限界

一般法律案委員会

- 以前の常任委員会
 - 政府によって支配されていた
- 新しい一般法律案委員会の権限
 - ロ頭及び文書による証言を得る
 - 議会及び非議会機関へのアクセス
 - 。法案の条文ごとの審査
- 効果
 - 。議会監視の改善
 - 一般大衆のより多くの関与

貴族院に対する改革 (1)

- 問題:
 - 特徴、構成、役割及び機能
- ・二院の相違:
 - 議員歴の長さ、活動の仕方、専門家委員会、大衆の評価
- ・二院の関係
 - □ 国会法に規定されている
 - 慣習により運営されている
 - ・ソールスベリー慣習、「合理的な時間」、委託された立法、ピンポン玉のような改正

下院の優越

貴族院に対する改革(2)

改革の影響

- 固有の党派的不均衡の喪失
- ・正統性及び積極性の増加
- □ クロスベンチャー及び第三政党の役割の変化
- 。専門性の増加
- 一般大衆の評価の高まり



現在の状況

- 次に、上院では何が起こるのか?
- ・改革にもかかわらず、英国議会の影響力は限られている。その理由は:
 - □ 行政部と立法部の権限の融合
 - □ 団結した政党システム
 - □議題に対する政府のコントロール

日本への教訓(1)

- 英国の中央集権に対して日本の政治的中心部における権力の欠如
 - 英国の改革は、議会主権の理想ではなくて、行政部主権の現実にもとづいている。
 - 英国においては、中立的、非政治的公務員の規範が 存続している。
 - 英国の首相の役割は、より大統領的になってきている。

日本への教訓 (2)

- 鳩山政権は、日本における中央集権的意思決定の欠如と 戦っている。
 - 官僚に対する新しい行動規範
 - 与党の力を弱める
 - □ 詳細なマニフェストの約束
 - 🛾 国家戦略局および主題別内閣委員会
- 英国の改革から学ぶことができるのか?
 - ◎ 参議院に対する新しい改正、審査、そして憲法上の監視の役割?
 - □ 立法前の審査、特別委員会、国会改革のための常設委員会?
- 政治文化の変化?